

# 令和2年度農地中間管理事業活動方針

令和2年2月  
愛知県農業振興基金  
愛知県農業振興課  
愛知県農業会議  
愛知県農業協同組合中央会  
愛知県土地改良事業団体連合会

農地中間管理事業（以下「中間管理事業」という）は、施行5年後の見直しを踏まえて、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月に成立し、同年11月に施行された。

令和2年度は、改正法の柱である①「人・農地プラン」の実質化に向けた取組の本格化②農地集積を図る地域の組織との推進体制の一体化とともに、JAグループ等が主体となって推進してきた農地利用集積円滑化事業（以下「円滑化事業」という。）と中間管理事業の一元化が本格的に進む年度となる。

このため、令和2年度における中間管理事業の推進にあたっては、愛知県農地中間管理機構（以下「機構」という。）における農地集積目標を改定するとともに、本格化する円滑化事業からの移行が計画的に進むよう、また、その移行が「人・農地プラン」による実質的な話し合いを通じて農地の集積・集約化の効果的な促進につながるよう、関係機関・団体が一体となって次に掲げる6つの活動方針を軸に取り組むこととする。

## 1. 円滑化事業からの計画的な移行

法改正により、令和2年度から円滑化事業による新たな契約はできなくなることから、満期を迎える円滑化事業の契約から順次、中間管理事業による契約へ更新を進めることとする。また、市町村による利用権設定等促進事業についても、これに呼応して中間管理事業へ一元化する動きが出始めてきており、移行手続き等を支援し、その動きを促すこととする。いずれも大量の既存契約からの移行が想定され、契約更新に至るまでの計画的な対応が必要であることから、県及びJAグループ等と連携してその取組を支援する。

## 2. 「人・農地プラン」の実質化に係る話し合いを通じた効果的な推進

本県では、237の「人・農地プラン」の策定が予定（令和2年2月時点）されており、このうち、既に実質化されたプランは85（約36%）である。残りのプランについては令和2年度から、実質化に向けた取組が本格化することとなる。プランの実質化とは、①アンケート等の実施と②地図作成による現況把握、③地域の徹底した話し合いによる将来方針の策定であるが、この

取組を通じて地域のめざす将来像を描くことが肝要である。このため、策定の基幹的な役割を果たす市町村や、農業委員・農地利用最適化推進委員の現場活動を支える農業委員会組織、担い手をまとめるJAグループ等は役割を分担し、プランの策定主体である市町村を支援する。なお、策定にあたっては、多面的機能支払制度や中山間地直接支払制度における話し合いや計画への取り込みを通じて、地域として一体的、効果的に進むよう支援する。また、円滑化事業から中間管理事業への契約更新を契機に、地域全体で集積・集約化が効果的に進むよう、話し合いへの積極的参加を通じて支援する。

### 3. 基盤整備事業と関連した取組

農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）については、農家負担を伴わないことから地域の関心は高く、事業実施に向けた検討が広がりつつある。この事業の実施区域の農地は全て農地中間管理権の設定等が必要であるため、地域全体で合意が得られる見通しのあるところから取り組むこととなる。また、通常基盤整備事業についても、担い手への農地集積率の向上が採択要件となっているため、県などの事業実施主体や土地改良事業団体連合会等が連携して対応する。

### 4. 集積が十分でない地域等への働きかけ

農地集積が進みやすい平場の水田地帯に比べ、中山間地域等の条件不利地域や、畑地・樹園地等の担い手が不足する地域では、総じて取組に遅れがみられる。これらの地域については、平場以上に地域での話し合いが重要となることから「人・農地プラン」等の話し合いをベースに議論を重ねていく必要がある。中山間地域については、法改正により機構集積協力金の交付基準が緩和されているため、その周知を図りつつ、協力金の効果的な活用を含めて地域における話し合いが進むよう働きかける。また、畑地や果樹園は、産地協議会や出荷組合等を通じて担い手への集積に努めることとする。このほか、個人相対による農地の貸借や作業受委託が多い地域では、プランの実質化への取組を通じて中間管理事業の活用を促す。

### 5. その他集積を促進するための活動

#### (1) 広報・周知活動の継続的な実施

制度改正の内容の周知・広報活動を引き続き行う。特に、市町村、JA、農業委員会等の広報誌等により、身近なところから周知がされるよう働きかける。併せて優良事例の紹介やリーフレットの作成・配布も継続して行う。

#### (2) 担い手との意思疎通

担い手関係組織の会議等の機会を利用して、引き続き担い手との意思疎通の円滑化に努める。

## 6. 県域・地域における事業推進体制の強化

法改正後の中間管理事業の効果的かつ円滑な推進には、関係機関・団体の一層緊密な連携・協力が不可欠である。県域では、県、機構、農業会議、中央会、土地改良事業団体連合会等による農地集積・集約化推進会議のほか、ワーキング会議を定期的を開催して機動的かつ円滑に連携調整を図っており、今後もこの取組を継続する。また「人・農地プラン」の実質化や円滑化事業からの移行など、取組の場は地域が中心となっていくため、県農林水産事務所段階や市町村段階で関係機関・団体による実質的な調整が図られるよう、連携・協力体制を一層強化する。

以 上